

二四 劍璽等承継の儀

○内閣告示 第四号

- 一 国の儀式として、劍璽等承継の儀を行う。
- 二 劍璽等承継の儀は、昭和六十四年一月七日、宮中において行う。
- 三 劍璽等承継の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

昭和六十四年一月七日

内閣総理大臣 竹下 登

〔「官報」号外特第 1 号 昭和 64 年 1 月 7 日 土曜日〕

皇室事項

昭和六十四年一月七日午前十時に行われる劍璽等承継の儀の次第及び参列者の範囲は、次のとおりである。

劍 璽 等 承 継 の 儀

時刻、参列者が宮殿の千草の間及び千鳥の間に参集する。

時刻、皇太子及び親王が皇族休所に参集される。

次に参列者が正殿松の間の所定の位置に列立する。

式部官が誘導する。

次に天皇が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇太子及び親王が供奉され、侍従長及び侍従が随従する。

次に侍従がそれぞれ劍及び璽を捧持して正殿松の間に入る。

式部副長及び侍従次長が前行し、侍従が国璽及び御璽を捧持して後続する。

次に侍従がそれぞれ劍及び璽を御前の案上に置く。

次に侍従が国璽及び御璽を御前の案上に置く。

次に天皇が御退出になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ劍及び璽を捧持し、皇太子及び親王が供奉され、侍従長及び侍従が随従する。

次に侍従が国璽及び御璽を捧持して退出する。

式部副長及び侍従次長が前行する。

次に参列者が退出する。

服装 モーニングコート

参列者の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣、国務大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）

昭和六十四年一月九日午前十一時に行われる即位後朝見の儀の次第及び参列者の範囲は、次のとおりである。

〔後略〕

（『官報』号外特第2号昭和64年1月7日 土曜日）